

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 6 月 19 日 (金) 第 729 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 、 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)  
ページ

### 規 則

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (総務事務センター取扱い) 1

### 告 示

○保安林の指定 (2件) (森づくり推進課取扱い) 2

○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の掲示 (森づくり推進課取扱い) 3

○まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 4

○漁船保険付保義務発生 (2件) (水産振興課取扱い) 4

○漁獲共済に係る区域及び区分の設定 (水産振興課取扱い) 4

○肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 5

○土地改良区の役員の就任の届出 (農地整備課取扱い) 5

○県営土地改良事業に係る換地処分 (農地整備課取扱い) 5

○県営土地改良事業の工事の完了 (5件) (農地整備課取扱い) 6

○令和 8 年度高圧ガス等免状交付業務委託 (消防保安課取扱い) 6

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○直接請求の連署に必要な有権者の数 (※) (選挙管理委員会取扱い) 7

○政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 8

## 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 19 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

### 鹿 児 島 県 規 則 第 55 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (昭和 43 年 鹿 児 島 県 規 則 第 3 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 7 条 の 4 中 「 315, 000 円 」 を 「 330, 000 円 」 に 改 め る。

#### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (次項において「新規則」という。) 第 7 条 の 4 の 規 定 は、令 和 8 年 4 月 1 日 以 後 に 支 給 す べ き 事 由 が 生 じ た 議 会 の 議 員 そ の 他 非 常 勤 の 職 員 の 公 務 災 害 補 償 等 に 関 す る 条 例 ( 昭 和 42 年 鹿 児 島 県 条 例 第 30 号) 第 6 条 第 7 号 に 規 定 す る 葬 祭 補 償 ( 以 下 こ の 項 及 び 次 項 に お い て 「 葬 祭 補 償 」 と い う。 ) に つ い て 適 用 し、同 日 前 に 支 給 す べ き 事 由 が 生 じ た 葬 祭 補 償 に つ い て は、な お 従

前の例による。

- 3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下この項において「旧規則」という。）第7条の4の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第7条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

## 告 示

### 鹿児島県告示第375号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和8年6月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

阿久根市脇本字フツ原10941番3、字多良迫10995番1、10995番7、字鳥越11281番11、11281番12、11285番1から11285番3まで、11286番、11290番1、11293番1、11294番1、字大漣上11520番6、11520番8、11520番10、11541番4、11544番14、11544番15、字木生坊11653番、字阿房川内11706番、11719番2、字下瀬戸11737番1

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第376号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和8年6月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

薩摩川内市網津町字屋部5516番6、5516番13、5519番8、5519番9、5519番11、5519番17、5520番1、5520番3、5520番4

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第377号

令和 8 年 3 月 23 日鹿児島県告示第180号 (以下「告示第180号」という。) で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、その通知の内容を湧水町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 8 年 6 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

所在が不明な者の氏名又は名称	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
有馬兼雄	始良郡湧水町幸田字神ノ前 2228番 2、字九郎太郎2249番 12、2249番17	告示第180号の変更後の 指定施業要件のとおりに
井上岩次	始良郡湧水町幸田字神ノ前 2228番 3、2228番 4	
姫野権平	始良郡湧水町幸田字長谷2229 番	
占部カツ子	始良郡湧水町幸田字長谷2229 番 1	
佐野光則	始良郡湧水町幸田字長谷2229 番 4、2235番、2237番 1、 2237番 4	
占部浩一郎	始良郡湧水町幸田字長谷2229 番 6	
松葉源兵衛	始良郡湧水町幸田字長谷2236 番	
佐野國安	始良郡湧水町幸田字三ツ口山 2247番 3	
池田博	始良郡湧水町幸田字九郎太郎 2249番 2、字小松2466番 1、 2466番 2、2466番 5、2466番 7	
橋村正雄	始良郡湧水町幸田字九郎太郎 2249番 4、2249番13、2249番 15	
澁谷清藏	始良郡湧水町幸田字九郎太郎 2249番 6、2249番 8	
服部忠行	始良郡湧水町幸田字九郎太郎 2249番 7	
服部宗太郎	始良郡湧水町幸田字九郎太郎 2249番10	
佐野ツヨ	始良郡湧水町幸田字九郎太郎 2249番14	
佐野松太郎、渋谷喜四郎	始良郡湧水町幸田字小松2465 番	

澁谷満	始良郡湧水町幸田字小松2467番 2
相澤恵子、相澤英樹、相澤ヒサ、相澤満也	始良郡湧水町幸田字小松2470番 1、2470番17、2470番18
佐野流石	始良郡湧水町幸田字小松2470番 8
鹿児島無尽合資会社	始良郡湧水町幸田字楠谷2472番 1 から2472番 3 まで
佐野泰藏	始良郡湧水町幸田字池野2495番 2

### 鹿児島県告示第378号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和8年6月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間  
令和7年7月1日から令和8年6月30日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
11,300トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まさば及びごまさば漁業	8,600トン
鹿児島県その他のまさば及びごまさば漁業	現行水準

### 鹿児島県告示第379号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、住用加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和8年6月19日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県告示第380号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、喜界加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和8年6月19日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県告示第381号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号口の規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和8年6月19日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 平成21年6月23日鹿児島県告示第768号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）
- (2) 平成30年6月8日鹿児島県告示第663号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）

令和8年6月19日

鹿児島県知事 塩田康一

区 域	区 分
西之表市東海区域	(1) 主としてきびなごさし網漁業を営む漁業又は主と

(西之表市大字伊関、大字安納、大字現和、大字安城及び大字古田の地区)	して固定式さし網漁業を営む漁業 (2) 主として磯建網漁業を営む漁業 (3) 主として一本釣り漁業を営む漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業
西之表市国上区域 (西之表市国上の地区)	(1) 主として一本釣り漁業を営む漁業又は主としてひき縄漁業を営む漁業 (2) 主としてきびなごさし網漁業を営む漁業 (3) 主として磯建網漁業を営む漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第382号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 8 年 6 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)		その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1071号	令和14年7月16日	炭酸カルシウム肥料	炭カル肥料	アルカリ分	55.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社南洲石灰工業	始良市加治木町港町180番地
鹿児島県肥第1073号	令和14年7月16日	炭酸カルシウム肥料	10炭酸苦土石灰	アルカリ分	55.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社南洲石灰工業	始良市加治木町港町180番地
鹿児島県肥第1097号	令和14年6月7日	混合石灰肥料	果樹園芸用粒状混合石灰肥料	アルカリ分	50.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社南洲石灰工業	始良市加治木町港町180番地
鹿児島県肥第1099号	令和14年6月7日	炭酸カルシウム肥料	粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分	55.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社南洲石灰工業	始良市加治木町港町180番地
鹿児島県肥第1199号	令和14年6月27日	肉骨粉	豚チキンミール	窒素全量	9.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社溝辺油脂	霧島市溝辺町三縄1092番地3

鹿児島県告示第383号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、十三塚原土地改良区の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 6 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

就任した役員の氏名及び住所  
 理事 楠木 政重 霧島市溝辺町崎森1762番地3  
 (任期 令和 8 年 6 月 19 日から令和 9 年 3 月 29 日まで)

鹿児島県告示第384号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営水

利施設等保全高度化（畑地帯担い手育成型）第二面縄地区2期換地区の換地計画に係る換地処分を、令和8年5月26日に行った。

令和8年6月19日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第385号

土地改良事業県営老朽ため池整備（農用地保全）宮原地区の工事は、平成14年10月28日に完了した。

令和8年6月19日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第386号

土地改良事業県営開拓地整備（農道整備）旭地区の工事は、平成4年11月16日に完了した。

令和8年6月19日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第387号

土地改良事業県営土砂崩壊防止（農用地保全）竹之内地区の工事は、平成9年7月24日に完了した。

令和8年6月19日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第388号

土地改良事業県営ふるさと農道緊急整備（農道整備）浜瀧地区の工事は、平成10年12月8日に完了した。

令和8年6月19日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第389号

土地改良事業県営土砂崩壊防止（農業用排水施設整備）木場仁田地区の工事は、平成25年3月29日に完了した。

令和8年6月19日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第390号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2第1項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2第1項の規定により、免状交付事務の一部を次のとおり高圧ガス保安協会に委託した。

令和8年6月19日

鹿児島県知事 塩田康一

##### 1 委託に係る免状交付事務の内容

乙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、丙種化学（液化石油ガス）責任者免状、丙種化学（特別試験科目）責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状、第三種冷凍機械責任者免状、第一種販売主任者免状、第二種販売主任者免状及び液化石油ガス設備士免状に係る次に掲げる事務に関する事。

- (1) 免状の交付申請書の配布、受付及び整理
- (2) 免状の再交付申請書の配布、受付及び整理
- (3) 免状の書換え申請書の配布、受付及び整理
- (4) 免状の作成及び送付
- (5) 前号に係る免状台帳の作成、保管及び整理

- (6) その他前各号に掲げる事務に関連する事務
- 2 委託に係る免状交付事務を処理する場所  
東京都港区虎ノ門四丁目3番13号  
高圧ガス保安協会本部
- 3 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 選挙管理委員会告示

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和8年3月24日鹿児島県選挙管理委員会告示第25号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和8年6月19日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	25,688
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	260,550
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区 148,327
	鹿屋市・垂水市区 30,099
	枕崎市区 5,208
	阿久根市・出水郡区 7,636
	出水市区 13,914
	指宿市区 10,312
	西之表市・熊毛郡区 10,530
	薩摩川内市区 24,767
	日置市区 12,677
	曾於市区 8,876
	霧島市・始良郡区 36,001
	いちき串木野市区 7,151
	南さつま市区 8,650
	志布志市・曾於郡区 10,902
奄美市区 12,758	
南九州市区 8,673	
伊佐市区 6,343	
始良市区 21,265	

	薩摩郡区	5,181
	肝属郡区	8,821
	大島郡区	15,054
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		260,550
地方自治法第86条第1項に基づく副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体及び法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和 8 年 6 月 19 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

## 1 異動の届出があった政治団体

## (1) 政党の支部

## ア 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿児島県第二選挙区支部	三反園 訓	政治団体の名称	自由民主党鹿児島県第二選挙区支部	自由民主党鹿児島県衆議院支部	令和 8 年 5 月 7 日

## イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
国民民主党鹿児島県総支部連合会	三反園 輝男	代表者の氏名	三反園 輝男	田村 麻美	令和 8 年 5 月 16 日
社会民主党鹿児島県連合	遠嶋 春日児	代表者の氏名	遠嶋 春日児	川路 孝	令和 8 年 5 月 16 日
自由民主党東支部	小田 勝志	代表者の氏名	小田 勝志	林 誠治	令和 8 年 5 月 7 日
		会計責任者の氏名	久保 晃	瀬戸口 博昭	
自由民主党鹿児島市支部	入船 攻一	代表者の氏名	入船 攻一	岩重 礼	令和 7 年 5 月 14 日
		会計責任者	米山 太助	中元 克明	

自由民主党吉松支部	橋元 義嗣	の氏名			
		主たる事務所の所在地	始良郡湧水町 川西2613-10	始良郡湧水町 川添1873	令和 8 年 4 月 27 日
		代表者の氏名	橋元 義嗣	高橋 辰己	
会計責任者の氏名	寄田 利明	吉村 一成			

(2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
鹿児島県環境整備 政治連盟	宮地 光弘	会計責任者 の氏名	森 哲志	有木 正悟	令和 8 年 5 月 1 日
国際勝共連合鹿児 島県本部	永濱 政人	主たる事務 所の所在地	鹿児島市下伊 敷 1-50-17 102号	鹿児島市唐湊 4-18-39	令和 8 年 4 月 27 日
新政開進会	久保 信也	政治団体の 名称	新政開進会	政新開進会	令和 8 年 2 月 23 日

2 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
かみすだ清後援会	出水市荘1127-1	上須田 清	令和 8 年 5 月 14 日
佐多しんじ後援会	日置市伊集院町妙円寺 三丁目56-11	佐多 香綸	令和 7 年 3 月 31 日
峯下ひろし後援会	始良市東餅田1274-6	野角 郁	令和 8 年 4 月 30 日